

◎新潟県告示第258号

大雪に関し、平成25年2月22日から長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、上越市、魚沼市、南魚沼市及び阿賀町の区域において災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を実施する。

また、同法第30条第1項の規定により、同法第24条から第27条までに規定する事務を、長岡市長、柏崎市長、小千谷市長、十日町市長、上越市長、魚沼市長、南魚沼市長及び阿賀町長が行うこととする。

平成25年2月26日

新潟県知事 泉 田 裕 彦